

第10回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨
農業分科会事務局

1. 日時：平成15年8月11日(月) 13:30~17:00
2. 場所：三田共用会議所第3特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、小林信一委員、鈴木三義委員、夏目智子委員、間一彦委員、日和佐委員、松本聰委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、渡辺臨時委員、石田裕美専門委員、泉本小夜子専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋芳幸専門委員、武田恭明専門委員、田嶋一専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員、守田純治専門委員、森戸英幸専門委員

4. 議事

- (1) 平成14年度業務実績評価及び財務諸表について
- (2) (独)家畜改良センターの目的積立金について
- (3) (独)農業者大学の業務方法書の変更について
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準の変更について
- (5) 新設独法の中期目標等について
- (6) その他

5. 議事概要

- (1) 平成14年度業務実績評価及び財務諸表について
各法人のPT主査から、14事業年度の評価結果の概要について説明を行った。財務諸表及び14事業年度実績評価結果については、農業分科会としては承認された。

委員等からの意見は以下のとおり

[消費技術センター]

- ・消費技術センターの評価シートでCodex規格として提案されている重金属の農産物中における実態調査で生産者団体から試料が提供されなかった理由は何か。試料が提供されなかったことで調査の目的は達成できたのか。また、行政ニーズがなかったのでダイオキシン類の調査分析を行わなかったとあるが、行政ニーズがなければ調査分析を行わなくてよいのか。

[肥飼料検査所]

- ・肥飼料検査所が実施した汚泥肥料の検査点数は何点か。

これに対し各法人から以下のとおり説明を行った。

[消費技術センターへの意見に対して]

(消費技術センター)

- ・C o d e x規格に係る野菜の重金属の実態調査事業では、試料の収集はセンター以外の機関が行い、センターは当該機関から送付された試料の分析のみを担当した。このため、計画どおり試料が集まらなかった理由はセンターではわからない。なお、目標点数のサンプルは収集できなかったが、調査の目的である重金属の実態把握に必要な資料作成は達成されたと聞いている。

ダイオキシン類の調査分析については、食品総合研究所等の試験研究機関から技術的指導を受けながらそれらの機関と共同で実施しているが、今年度は、本調査の実施主体である試験研究機関からの要請がなく、結果としてセンターでの調査分析は行わなかった。

[肥飼料検査所への意見に対して]

(肥飼料検査所)

- ・平成14年度の汚泥肥料の立入検査件数は241件、収去点数は210点である。

(2)(独)家畜改良センターの目的積立金について

事務局から資料にそって説明後、事務局案どおり承認された。

(3)(独)農業者大学校の業務方法書の変更について

事務局から資料にそって説明後、事務局案どおり承認された。

(4)役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

事務局から資料にそって説明を行った。

委員からの意見は以下のとおり。

- ・新基準では、独法で役員が退職の場合は、独法で退職手当を払うのか？
国の勤務期間の退職手当を独法で払うのはおかしいと思う。

これに対し事務局から以下のとおり説明を行った。

(事務局)

- ・(当該公務員が国への復帰を前提としていない場合には)独法で支払うこととなる。独法とは今後、調整をしながら決めていくことになる。

(5) 新設独法の中期目標等について

各新設独立行政法人所管課長及び法人から資料にそって説明を行った。
委員からの意見は以下のとおり。

[要望について]

- ・文書の表現ぶり（口語体と文語体）を統一してほしい。

[4法人について]

数値目標設定の根拠を教えてほしい。農林漁業信用基金については、認可法人として総務省から厳しい勧告が出されたと聞いているが、勧告を受けた事項については、独立行政法人化されることにより、解決されるのか。

信用基金と年金基金について、サービスの実際の実施主体は、市町村なり協会ということであるが、これらのことをもっと中期計画に書き込んでどうか。

各法人ともホームページへのアクセス件数等を過去の実績、ページ更新の間隔等を基に数値目標化しているが、そもそも目標に値するものなのか。

[農畜産業振興機構について]

- ・農畜産業振興機構の中期計画には（第2国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「1畜産業務関係」の「(3) 畜産に係る補助」の「その他畜産の振興に資するための事業」）「牛肉のトレーサビリティ・システムの確立等を図る。」と記述されているが、先行独法の家畜改良センターとの業務分担はどのようになっているのか。

[農業者年金基金について]

- ・農業者年金基金について、中期計画の第2の1の「(2)申出書等の迅速な処理」について、60日あるいは90日と記載されているが、業務受託機関として、ちょっと長いのではないかと感じる。
- ・業務方法書の別添「年金給付等準備金運用の基本方針」の3で運用資産の構成割合について記述があるが、厚生年金等でも、国内株式の低迷等を受け運用結果がマイナスとなっており、目標値がそもそもマイナスということにならないか。また資金運用委員会を開いて検討するとの記述があるが、マイナスの報告だけをするというのであればいかなものか。

[農林漁業信用基金について]

- ・農林漁業信用基金について、中期計画の第2国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の中

で、事務の迅速化、インターネットを利用した情報提供等についてふれられているが、借受け者に対するコンサルタント業務等もう少し踏み込んだ記述はできないか。

これに対し各法人から以下のとおり説明を行った。

[4 法人共通の意見に対して]

(農畜産業振興事業団)

国民に提供するサービスの向上について、数値化することにより、サービス等の内容が国民にわかりやすくなり、また評価も行いやすいというメリットがある。例えば、業務の実施期間については、現行の実績より、1～3割程度の短縮を図ることを目標にしている。

ホームページへのアクセス件数については、BSE問題で件数が多かった平成14年度の140万件を数値目標としており、意欲的な目標と考えている。アクセス件数を数値目標とすることは、情報の鮮度アップ、情報の見やすさの改善等の努力を通じて目標が達成されることになるものであり、中期計画の内容として適当と考えている。また、情報提供業務の充実が重要だと考えている。

(農業者年金基金)

考査については47都道府県を2年に一度実施、申出書の処理期間については、過去の実績等を勘案して設定している。

業務の実施に当たっては、市町村の農業委員会、JA等に業務委託を行っているところ。これらの実態を踏まえ、電算化システム等について業務受託機関との連携を密にしていく。また研修を実施することにより、業務受託機関の業務運営能力の向上を図ることとしている。

アクセス件数の数値目標については、ホームページを開設してから間もないことから、過去2カ年の平均としている。当面この目標で状況等を把握し、その後、次のステップへと進むことを考えている。また、ホームページを通じた情報提供だけでなく個々の加入者への情報提供等も行っていきたいと考えている。

(農林漁業信用基金)

認可法人として総務省からの勧告を受け、林業、水産業、業務運営の3点について触れられているが、例えば、分かれている事務所の統合等中期計画案に反映させているところ。

独法化後についても、従前同様業務の中核をなしている基金協会との連携の強化を図って行きたい。

金融関係の数値については改定が頻繁にある。このため、インターネット

ホームページについては、最新の状況を提供する有力な手段となっているところ。まだ日も浅いことから、これから検証作業を行っていきたいと考えている。

(水資源開発公団)

法人の経営をガラス張りにするということから、透明性確保のため十分精査を行った上で数値目標を設定しているところ。

インターネットについては、台風時や渇水などの際に、どの程度水を供給できるかを示すなど、公団と利水者を結ぶ有効なコミュニケーション手段であると考えている。また、経営内容の明示の観点から財務諸表についても積極的に公表しているところ。

[農畜産業振興機構への意見に対して]

(農畜産振興事業団)

- ・トレーサビリティ・システムの基幹業務である個体識別システムの運営は家畜改良センターが行い、機構は補助事業の実施を通じ、関係事業者が同システムの円滑な実施に対応できるよう支援するものである。

[農業者年金基金への意見に対して]

(農業者年金基金)

- ・農業者年金制度の事務は、月を単位とした処理をしていることと、農家から、JAの窓口を通じ農業委員会を経て基金へという流れになっており、約3,000の農業委員会と約1,000のJAを窓口として対応している現状では今以上の日数の短縮はなかなか難しいところ。また、資金運用については、3月末の経済状況を受け、運用初年度からマイナスとなったところであるが、年金については、中長期的視点にたった運用が求められているところである。短期的に見て一喜一憂するものではないが、6月～7月にかけてプラスに転じているところである。今後の運用方法については運用委員会の中で検討していくこととしている。

[農林漁業信用基金への意見に対して]

(農林漁業信用基金)

- ・現在でも、林業部門においては、直接保証を行っており、利用者へのサービスの一環として相談に応じるなど、県の基金協会と情報提供、研修など協調して業務を実施していきたい。

また委員から以下のとおり意見があった。

- ・数値目標について、業務運営の効率化の部分について、各法人調整中とい

うことで、 %と標記されているが、今後削減目標が具体化される時は、各法人の自主的判断となるのか、あるいは統一的に大きな削減目標とされるのか。このことは、今後毎年度の評価に関わってくる事項でもある。

これについて事務局から以下のとおり説明を行った。

- ・独立行政法人化に当たっては、財政当局等とのやりとりの中で、今まで以上に経費の削減を図れないかという話になっている。統一的になるか、各法人ごとになるか、最終的にどのように落ち着くかは不明だが、行革事務局や参与会議等の指摘を踏まえて各法人が検討しているところ。

(6) その他

本日の会議全体を通して、委員より意見を求めたところ、以下のとおり意見があった。

- ・国立の農業者大学校と都道府県立の農業者大学校の関係はどのようになっているのか。

これに対して事務局からは、次回の分科会においてお知らせすることとしたいと説明した。